090	管工事	190	内装仕上工事				

5　3 3「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6　3 4「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2及び3 3に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7　この表は審査対象建設業に係る４のコード表中の工事の種類４つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たつては、例えば□,□ □ 1,2 3 4,0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。

051	法面処理工事	150	板金工事	260	水道施設工事		
060	石工事	160	ガラス工事	270	消防施設工事		
070	屋根工事	170	塗装工事	280	清掃施設工事		
080	電気工事	180	防水工事	290	解体工事		
090	管工事	190	内装仕上工事	300	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）		

5　3 3「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれ記入すること。

6　3 4「合計」の欄は、完成工事高においては、3 2及び3 3に記入した完成工事高の合計を記入すること。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入すること。

7　この表は審査対象建設業に係る４のコード表中の工事の種類４つごとに作成すること。この場合、「その他工事」及び「合計」は最後の用紙のみに記入すること。また、用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入すること。

8　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第２条第６号に規定する大会社にあつては、百万円未満の端数を切り捨てて表示することができる。この場合、カラムに数字を記入するに当たつては、例えば□,□ □ 1,2 3 4,0 0 0のように、百万円未満の単位に該当するカラムに「０」を記入すること。